

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令による勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正

1 改正内容

(1) 勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正

- ・高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（いわゆるバリアフリー改修工事）は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とすること。
- ・その他、融資・助成金の廃止に伴う関係規定の削除等の所要の規定の整備

(2) 経過措置

経過措置を設けられた勤労者財産形成助成金等の支給について、暫定雇用福祉事業として行うこととし、経過措置期間をそれぞれ以下のとおりとする。

・勤労者財産形成助成金	施行日から平成27年3月31日までの間
・勤労者財産形成基金設立奨励金	施行日から平成20年3月31日までの間
・財形貯蓄活用給付金・助成金	施行日から平成22年3月31日までの間
・中小企業財形共同化支援事業助成金	施行日から平成21年3月31日までの間

2 施行期日

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布の日（平成19年4月23日）